

横須賀市みどりの基本計画～生きもののめぐみを未来へつなぐ～の改定について

1 みどりの基本計画の改定について

緑の基本計画は、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき定められる「緑の基本方針」及び「緑の基本方針」を基に都道府県が定める「緑の広域計画」と整合を図り、策定されるものになる。都市緑地法は令和 6 年に改正され、まちづくり GX（緑地の保全及び緑化の推進）を推進していくものとし、気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、都市において緑地の質・量両面での確保等を推し進めるものとなった。

現行の横須賀市みどりの基本計画の改定（平成 28 年 3 月）から令和 7 年度で 10 年が経過し、目標年度を迎えるため、本計画の改定を行うものである。本計画では都市緑地法改正の方針やまちづくり GX の考えを取り入れるだけでなく、緑化の保全及び推進により保全されてきた生物多様性について、現行計画でも施策等はいれていたが、今回目標を設定し施策等を明らかにすることで、生物多様性地域戦略としても位置づけられる計画とする。

みどり政策推進部会の開催経過

部会	開催日	審議内容等
第 24 回	R7. 1. 9	計画の基本的事項について ・新計画の方向性（目標など）の確認 ・現行計画の目標の評価
第 25 回	R7. 5. 1	新計画の骨子について ・現行計画の施策の評価 ・新計画の構成の確認 ・新計画の目標・施策の確認
第 26 回	R7. 7. 1	新計画の素案について ・新計画の詳細内容の確認 ・前回までの意見等の反映 ・計画の名称について →みどりの基本計画～生きもののめぐみを未来へつなぐ～に決定

2 前回部会での主なご意見と対応

前回部会でのご意見と対応（対応ページ順）

No.	ご意見等	対応	本資料 ページ	案記載 箇所
1	生態系サービスについて。「生態系にも『生態系サービス』が存在し」という表現に違和感を覚える。そこで、「生物多様性から得られる恵みを『生態系サービス』と呼び」としたほうがよいのではないか。	ご指摘を踏まえ、修正しました。	P4	P6
2	みどりの機能と生態系サービスはほとんどの部分が重複しているため、「重複している部分もあり」ではなく「重複している部分が多く」にしたほうがよい。	ご指摘を踏まえ、修正しました。	P4	P6
3	近年バイオフィリア理論の実証が進んできており、みどりの癒し効果、つまり人間の精神的ストレスを解消するということが明らかになってきた。 健康増進機能に心の癒しや精神的な癒しとして記載するのがよいのではないか。	みどりの機能に、ストレス緩和の効果を追記しました。また、コラム「身近な自然のめぐみ」の後半に「自然のめぐみと人との関係」として、緑地がもたらす精神的効果を記載しました。	P4, 11	P6, 58
4	バイオミミクリーのコラムについて、新幹線の先頭車両をよりカワセミの嘴に近いもの（実際の電車の写真）に変更していただきたい	ご指摘を踏まえ、修正しました。	P5	P7
5	グリーンインフラを連想しやすくするために、例えば防風林や田んぼダムにするといったイラストに変更してはどうか。	適切な図が見つからなかったため、既往図にグリーンインフラの効果を記載しました。	P6	P8
6	30by30の記載について、令和12年（2030年）となっているが、30by30（サーティバイサーティ）の2030年の30をより明確にするために表記を2030年としたほうがよい。	ご指摘を踏まえ、修正しました。	P7	P11
7	引用の表記が不十分である。本来、出版物の年号、出版社名等を載せなければならない。	ご指摘を踏まえ、修正しました。	P8	P19
8	魚類に汽水性の種があげられているが、（5）については汽水・淡水魚類とし、主にみられる種についても汽水・淡水魚類に変更していただきたい。	ご指摘を踏まえ、修正しました。	P9	P34
9	「社会情勢の変化」の中にNbSを加えたらいいかが。	ご指摘を踏まえ、追記しました。	P10	P42
10	「海辺環境の活用・保全」に釣りやマリンスポーツといった内容を盛り込んでいただきたい。	コラム「身近な自然のめぐみ」の一例として、釣りやマリンスポーツを記載しました。	P11	P58
11	都市緑地法におけるみどりの基本計画は法律の仕立てとして、許認可行為の際に手続きを簡素化できるといった法的な効果を持つものである。そのため、緑地の買い取りについても計画に位置づけがないと、実際の事業ができないというのが都市緑地法改正で盛り込まれた。国・都市緑化機構に素案の記載で十分か確認したほうがよい	都市緑化機構に確認を行い、施策1の機能維持増進事業について、必要に応じて都市緑化支援機構に要請を行う旨を追記しました。	P12	P62

No.	ご意見等	対応	本資料 ページ	案記載 箇所
12	外来生物や害獣に一般人の餌付け等が行われな いように願っているため、これについて啓発等 として計画に盛り込んでいただきたい。	普及啓発事業の一環として、餌付けを禁止 する告知等と実施しています。引き続き、 この取り組みを強化してまいります。 施策3-3に餌付けの防止を含む啓発を実施 する旨追記しました。	P13	P76
13	生物多様性の増進活動について、実現可能性の 高い取組みを市が市民に向けて先導的に行って いくことが大事ではないか。 公園での活動も含めて検討をお願いしたい。	市民有志「いきもの調査隊」による生物調 査の実施と SNS 等を活用した生物調査の 導入の検討など、市民参加型の生物多様性 増進活動の取組、予定を追加しました。 また、本件については関係部署と相談し、 取組と一緒に検討していく意思を確認し ました。今後、公園管理等の関係部署と連 携して、どのような取組を行っていける か、前向きに検討していきたいと思ってい ます。 施策4-1の方針に市が先導的に住民参加を 促し、生物多様性への理解を深めることを 図る旨追記しました。	P14	P78
14	30by30 の記載にルビを振り、用語解説【サ行】 に入れるのがよいのではないかと。	本文中の記載を 30by30 (サーティバイサー ティ) としました。 また、用語解説の順番を変更し、【アルフ ベット・数字】を先頭にしました。	P15	P136

3 そのほかの変更点

変更点

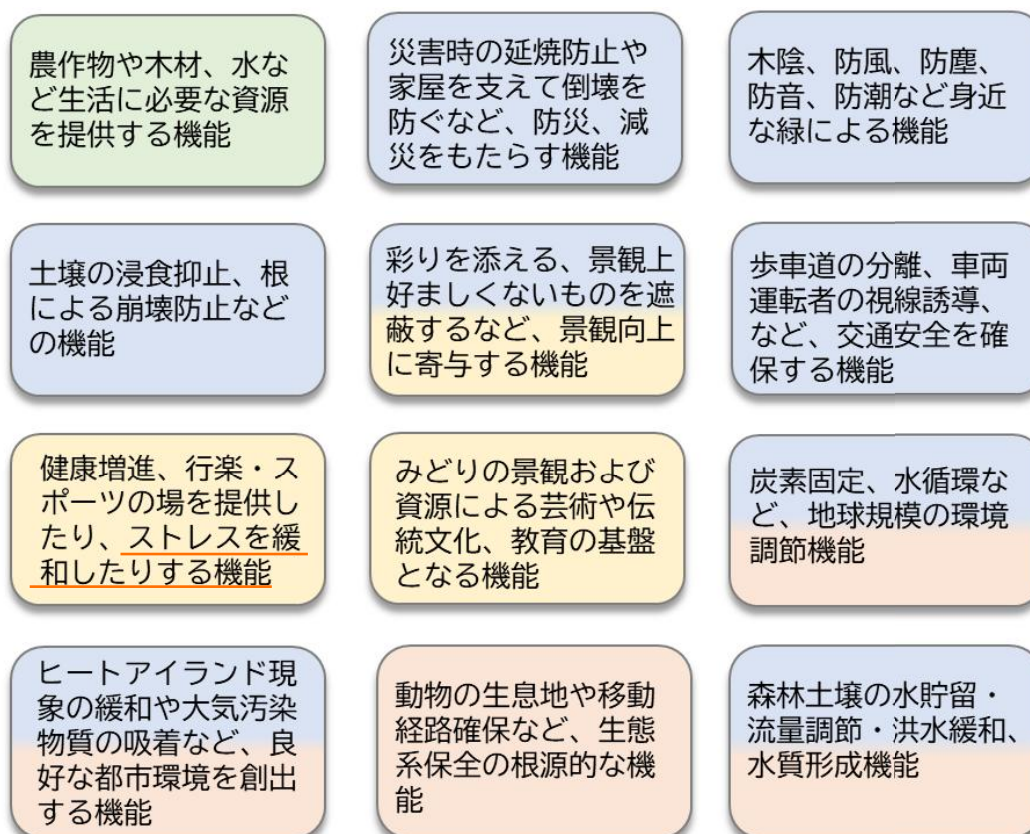
No.	内容	本資料 ページ	案記載 箇所
1	令和7年度緑被率算定業務の進行に伴い、緑被率に 関する数値、図面等をを更新しました。 なお、現在の数値、図面は暫定値のため、今後精査 し、パブコメ前までに確定値に更新する予定です。	P16～19	P21, 22, 50, 117

(3) みどりの機能と生態系サービス

みどりには様々な機能があり、これらの機能がより効果的に発揮されていくことが求められます。また、生物多様性から得られるめぐみを「生態系サービス」と呼び、それらは、「供給サービス」「調整サービス」「文化的サービス」「基盤サービス」の4つに分類されます。

これらのみどりの機能や生態系サービスは自然のめぐみとして我々の生活と密接に関係しており、安全、安心で快適な生活を過ごすために重要な役割を担っています。

みどりの機能と生態系サービスは重複している部分が多く、以下の図に示すように関連しています。



生態系サービス

供給サービス

水、食料、木材、繊維、薬品など人間の生活に必要な資源を供給するサービス。

調整サービス

気候の緩和や、土砂災害の抑止、水の浄化をするなど、環境を制御するサービス。

文化的サービス

精神的充足、美的な楽しみ、レクリエーションや教育の機会などを与えるサービス。

基盤サービス

酸素の供給、土壌形成、資源循環など、供給・調整・文化的サービスの基盤となるサービス。

みどりの機能と生態系サービスの関連



生物多様性保全機能



健康増進機能(久里浜1丁目公園)



延焼防止機能

出典：公益財団法人地球環境戦略研究機関
国際生態学センター、消防庁消防研究センター



景観形成機能(よこすか海岸通りの街路樹)

コラム COLUMN

バイオミメティクス（バイオミミクリー）

生態系の供給サービスの中には、生きものの構造や生態に着想を得て新しい技術の開発やものづくりに活かすことも含まれます。これをバイオミメティクス（生物模倣）といいます。例えば、カワセミのくちばしをヒントに空気抵抗の少ない新幹線の車両が設計されたり、蚊の口吻をヒントに痛くない注射針が開発されたりしています。

このように、工学、材料科学、医学など様々な分野でバイオミメティクスが取り入れられています。



○グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード、ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土や都市、地域づくりを進めていくことをグリーンインフラストラクチャ（以下、グリーンインフラ）と言います。

グリーンインフラの特徴と意義として、施設や空間そのものが多様な機能を有することを示す「機能の多様性」、地域住民との協働や民間企業との連携により、多様な主体が維持管理等に関与することを示す「多様な主体の参画」、自然環境の変化などにより新たな機能を発揮することを示す「時間の経過とともにその機能を発揮する（「成長する」または「育てる」インフラ）」といった3つの点が挙げられます（グリーンインフラ推進戦略の概要（令和元年7月）/国土交通省より抜粋）。



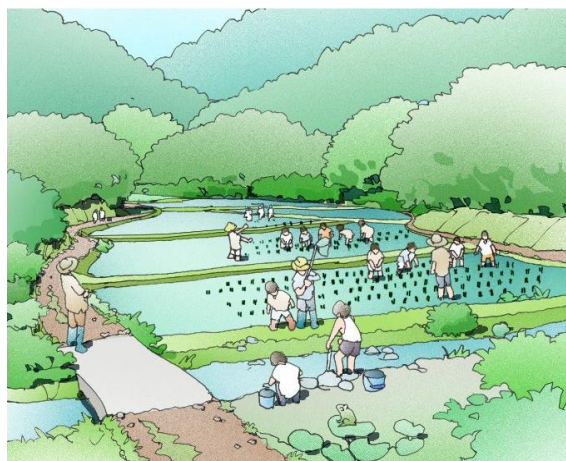
雨水の浸透による減災、気温上昇の抑制



樹林地の維持管理による防災、減災、
防風などの森林機能の向上



自然の中での運動及び憩いの場の提供に
よる健康の増進やストレスの緩和



里山環境の保全、活用による生物多様性の
確保や雨水貯留機能の向上

グリーンインフラの例

(2) 生物多様性をめぐる動向

生物多様性は、平成 4 年（1992 年）に開催された地球サミットにて、「生物多様性の保全」「生物の多様性の持続可能な利用」「遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ公平な配分」の 3 つの目的を定めた生物多様性条約が採択されたことから、その言葉が強く認識されました。日本では、生物多様性の保全と持続可能な利用により、そのめぐみを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的に、平成 20 年（2008 年）に生物多様性基本法が制定されました。

平成 22 年（2010 年）には、愛知県で生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が開催され、令和 2 年（2020 年）までに生物多様性の損失を止めるために愛知目標として 20 の個別目標が決まりました。しかし、その後も生物多様性は失われ続け、生物多様性条約事務局は、愛知目標の期限である令和 2 年（2020 年）に、20 の個別目標のうち完全に達成できたものはないと評価しました。

こうした状況を踏まえ、令和 4 年（2022 年）の生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）において、「昆明-モントリオール生物多様性枠組」が採択され、この枠組で 2030 年までに「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること。」という「ネイチャーポジティブ」が掲げられました。同枠組みでは、この目標を達成するため、2030 年までに陸域、内陸水域、沿岸域及び海域の面積のうち、少なくとも 30% を効果的に保全する「30by30（サーティバイサーティ）」目標も設定され、自然環境保全の機運が急速に高まっています。また、近年では、自然の機能を活用して様々な社会問題を解決していく NbS（Nature-based Solutions）という考え方が注目され、自然環境の保全と活用の機運がより高まる一因となっています。

日本でも環境省が令和 5 年（2023 年）にこれまでの生物多様性国家戦略を改定した「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定し、30by30 目標の達成やネイチャーポジティブの実現に向けた基本戦略を定めています。また、同年に法的な保護区域ではないものの、生物多様性が効果的に保全されている地域「OECM」の設定に向けた検討を契機に、自然共生サイトの運用を開始し、令和 6 年（2024 年）には自然共生サイトの取組みを法制化した「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（地域生物多様性増進法）」が成立しました。

3 みどりの現状

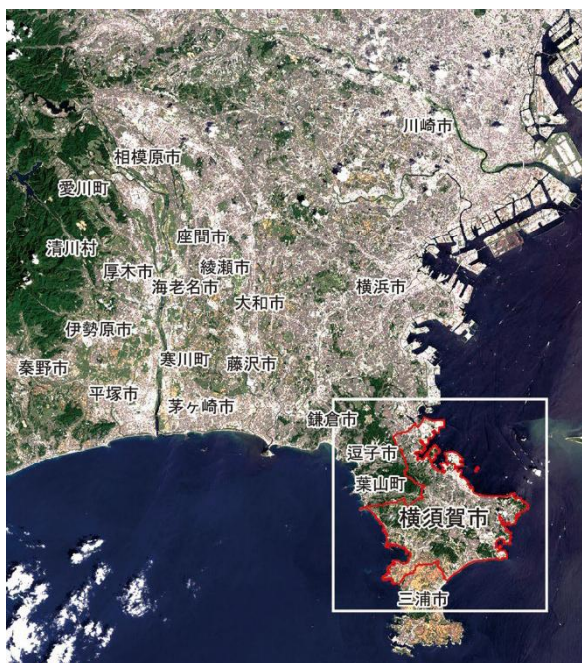
(1) 横須賀市のみどり

1) 広域的なみどり

ア 多摩三浦丘陵

本市には、田浦から大楠山、衣笠山、武山及び野比に連なる丘陵部にまとまったみどりが存在します。この丘陵部のみどりは、関東山地から太平洋に至る首都圏のグリーンベルトである多摩・三浦丘陵の一部を担っているほか、猛禽類の渡りの経路に含まれる等、市域だけでなく首都圏における重要な自然環境となっています。

多摩・三浦丘陵の維持管理は、これまで行政区分により分断されて扱われてきましたが、それらを抱える自治体が「みどりはつなぎ手」という共通認識に基づき、市民や事業者、行政の協働による働きかけを行っていく取組みを進めています。



出典：岸 由二 自然へのまなざし

(ナチュラリストたちの大地) 紀伊国屋書店 1996

5) 汽水・淡水魚類・甲殻類・貝類

ア) 生息環境

かつて市内には、水田、ため池などの水辺環境が数多くありましたが、生活様式の変化、宅地開発等により減少、荒廃しました。河川の大半は改修され、中でもほとんどの中、下流域と河口域はコンクリートを多用した護岸整備が施されています。このような護岸で覆われた水辺環境はエコトーン（連続的に変化する生息環境の移行帯）を欠いており、元々そこに生息していた生物種の多様性や生息数の減少につながっています。

イ) 主にみられる種

i 汽水・淡水魚類

現在、本市で確認できる在来の汽水・淡水魚類は 40 種余りいます。その多くが淡水域に侵入もするボラ科、シマイサキ科などの汽水魚（周縁性魚類）や、海と川を行き来するウナギ科、ハゼ科、アユ科などの回遊魚（通し回遊魚）です。また、下流や河口には、流れがゆるやかな汽水域を好むマハゼなどが生息し、上流や中流には一生を淡水域で暮らすアブラハヤや、遡上する力が強いヨシノボリ類など、水がきれいで、流れがあるところを好む魚がいます。ため池や河川下流などの流れのゆるやかな淡水域にはコイ科のモツゴなどがいます。



アブラハヤ

ii 甲殻類・貝類

市内の河川には、在来の淡水甲殻類が 11 種、淡水貝類が 5 種見られます。甲殻類では、モクズガニ、サワガニが各所の河川で比較的良好に見られますが、その他 9 種は相模湾に流れ込む一部の川で見られます。また、近年、その一部が東京湾側でも見られるようになりました。サワガニやテナガエビ類は、流れのあるきれいな水にしか生息することができません。外来種のカワリヌマエビ属の一種も一部地域で確認されています。

ウ) 減少している種

湿性植物や水生植物の生育場所が減少するとともに、そこを利用する動物も減少しました。巻貝のカワナは減少し、二枚貝のマシジミはほとんど見られません。

エ) 増加している種

外来種のなかには増加傾向の種が見られます。

オ) 外来種

淡水魚類では、特定外来生物のブラックバス（オオクチバス）、ブルーギル、カダヤシが、甲殻類では、特定外来生物のアメリカザリガニが、流れが少なく汚れた水にも住むことができるため、市内の様々な水辺で見られます。

また、外来種の中には、上に挙げた種のほかコイやサカマキガイなど海外から移入したものの他に、オイカワのように国内の他地域から持ち込まれた種もいます。



ブルーギル

背景と課題（主なキーワード）

①市の最上位計画（総合計画）

- YOKOSUKA VISION 2030
- 横須賀再興プラン

②関連法令等

- 都市緑地法、都市公園法、生産緑地法、都市計画法の改正
- みどりの基本条例（市）
- 都市緑地法（運用指針の改正）
- 緑の基本方針
- 生物多様性基本法
- 国土強靱化基本法
- 生物多様性国家戦略 2023-2030
- かながわ生物多様性計画 2024-2030
- 外来生物法
- ヒートアイランド対策大綱
- 首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン

③市の関連計画等

- 横須賀市環境基本計画 2030
- 都市計画マスタープラン
- 景観計画
- ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン
- 都市公園の整備・管理の方針（公園の配置や機能の適正化，公園の利活用の促進）

④社会情勢の変化

- 昆明・モントリオール生物多様性枠組（CBD-COP15）
- 超高齢社会の到来
- グリーンインフラ
- 流域治水への転換
- SDGs
- 気候変動への対応の必要性（自然災害の激甚化等）
- みどりの維持管理の推進
- ボランティアの活用
- 民有樹林地の保全
- デジタル社会におけるみどりの重要性
- 観光資源としてのみどりの活用
- ネイチャーポジティブ
- 30by30
- 生物多様性保全
- ウェルビーイング（Well-being）
- まちづくり GX
- NbS（Nature-based Solutions）

⑤市が抱える課題

- 人口減少
- 少子高齢化
- 樹林地の荒廃による崩壊のおそれ（防災面から安全なみどりの保全）
- 農地の維持（生産緑地等の都市農地の保全、活用）

⑥自然環境における課題

- 緑被率の維持
- 樹林地の荒廃（再掲）
- 極端気象による被害の増加
- みどりの防災機能の確保
- 特徴的な自然環境の減少
- みどりのネットワークの分断、縮小
- みどりの質の低下
- 生物多様性への配慮（生物の種や個体数の減少、生態系への影響）
- 特定外来生物等の増加

⑦令和3年度中間見直し

（令和4年（2022年）3月）以降の取組

- 令和4年（2022年）3月見直しの46施策の内、9割の施策で一定の成果あり
- みどりの基本条例の改定
- 里山的環境保全・活用事業の推進
- 三浦半島の自然環境に関わる行政連絡会議等他都市との連携
- 自然環境活動団体の支援
- Park-PFI 制度を活用した公園整備
- 樹林地管理モデル事業の実施

⑧市民意見

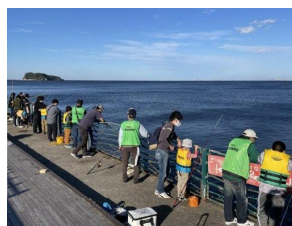
- 森林や海などの自然のめぐみが豊かである
- 自然に関する取組みに対する評価あり
- 自然とふれあう場所や機会がある
- みどり豊かで、海辺や里山等の自然を身近に感じることができると感じるまちにしてほしい
- 海辺や河川等の水辺の状態があまりよくない
- 都市公園施設等の老朽化
- 生物の生息環境が劣化している
- 里山環境が減少している
- 自然とふれあえる環境教育や環境の場、機会を拡充してほしい
- 自然災害を防ぐための整備をしてほしい

日々の暮らしの中で、私たちは自然のめぐみをたくさん享受しています。例えば海で魚釣りを楽しんだり、山でハイキングをし、景色や空気に癒されたりするのも、すべて自然からの贈り物です。

身の回りにどんな自然のめぐみがあるかを考え、大切にすることがこれからも豊かな暮らしを続けるために大切です。まずは身近な自然に目を向け、そのめぐみを感じてみましょう。



地元の食材を味わう



海辺での釣り

出典：横須賀観光協会



自然の中での散策



マリンスポーツ

自然のめぐみと人の健康との関係

「人間には“自然とつながりたい”という本能的欲求」があり、これをバイオフィリア仮説と呼びます。この考えを基に植物等による健康効果を期待した、バイオフィリック・デザインが近年注目を集めています。近年の研究ではみどりの健康効果（ストレスや Well-Being）が実証され、都市におけるみどりの重要性が評価され、WHO 欧州環境健康センターもエビデンスを基にした実践方法を提言しています。

メンタルヘルスへの効果の主な調査結果

- ・緑地の全ての種類において情緒面（心理状態や感情）で良い効果があることがわかった。
- ・知覚されたストレスは「樹木・その他の植物」を除く緑地全種でプラスの効果が得られることが報告されている（「樹木・その他の植物」の調査研究なし）。
- ・生活の質では「草地」を除く緑地全種でプラスの影響に関係しているという結果が出た（草地に関する調査研究なし）。
- ・回復感に関する研究結果は「庭園」と「草地」を除く緑地全種でプラスの効果がもたらせることがわかった（草地に関する調査研究なし）。



出典：Green and Blue Spaces and Mental Health 実践に向けた新たなエビデンスと考え方 日本語版 (World Urban Parks ジャパン, 2024) より抜粋

2. 施策の具体内容

基本方針1：みどりの保全・創出と機能の向上

【重点施策】

《1-1》樹林地の保全と機能の維持増進

○拡充事業 ○実施主体：市 ○関連者：市民等

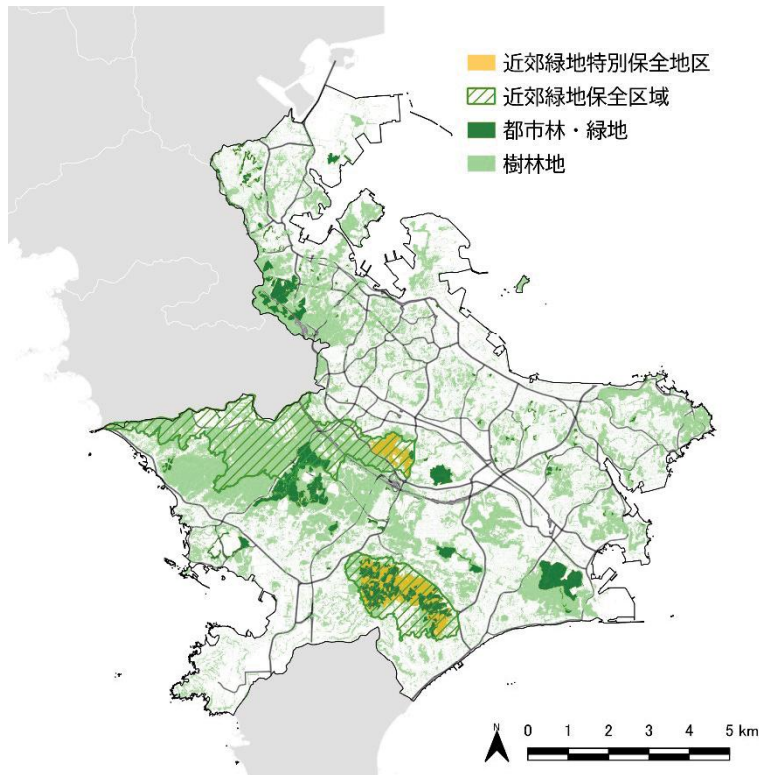
●方針と目標

樹林地や竹林の整備を行い、樹林地等がもつ防災、炭素固定、流域治水、生物多様性の確保などの多面的な機能の向上を図る。また、民有地を含む樹林地の安全性を第一に考えた取組みや保全手法の検討を行う。なお、近郊緑地特別保全地区の樹林地整備の際は、状況に応じて都市緑化支援機構(都市緑地法第69条第1項に基づき国土交通大臣が指定する法人)へ整備の要請を行う。

●取組み内容

- ・近郊緑地特別保全地区をはじめとした樹林地、竹林の整備（機能維持増進事業）の実施
- ・安全性を第一に考えた民有樹林地の保全手法の検討
- ・既成宅地立木伐採工事助成制度の適切な運用

○担当部署：建設部



樹林地の分布状況



《3-3》外来生物対策の推進



○継続事業 ○実施主体：市、市民等 ○関連者：神奈川県、市民等

●方針と目標

生態系への影響や生活、農業被害の低減を図るため、哺乳類の特定外来生物等〔アライグマ、クリハラリス（タイワンリス）、ハクビシン〕の防除を行う。さらに、三浦半島の生態系に影響を及ぼしている他の特定外来生物等の外来種の排除を目指し、体制や手法などを検討していく。

また、外来生物による生態系への被害状況や防除の必要性、餌付けの禁止等について、市民に広く周知し、防除への啓発等を図る。

●取り組み内容

- ・アライグマやクリハラリス（タイワンリス）、ハクビシンの防除の推進
- ・特定外来生物等の外来種に関する情報収集と防除に向けた対応策の検討
- ・市 HP、チラシ等による外来生物等に関する情報発信

○担当部署：建設部

コラム COLUMN

外来生物法

外来生物法とは、特定外来生物による生態系、人の生命や身体、農林水産業への被害を防止し、生物多様性の確保、人の生命や身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定、向上に資することを目的とした法律です。問題を引き起こす海外起源の外来生物を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取り扱いを規制し、特定外来生物の防除等を行っています。本市では、アライグマとクリハラリス（タイワンリス）を業者及び市民の協力を得て駆除しています。

本市の特定外来生物捕獲実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
アライグマ(頭)	185	294	204	230	356
クリハラリス(タイワンリス)(頭)	3,004	4,937	3,583	2,661	4,183



アライグマ



クリハラリス（タイワンリス）

(画像：環境省外来生物写真集より)

基本方針4：みどりと自然のめぐみの継承

【重点施策】

《4-1》みどりや生きものに対する意識の向上

○拡充事業 ○実施主体：神奈川県、市、市民等 ○関連者：市民等



●方針と目標

市は、市民等が生物多様性に関する理解を深め、その重要性を認識できるよう、みどりや生きものにふれる機会及び生物多様性保全に資する活動に参加する機会をつくり、市民の積極的な参加を促す。公園や博物館等の市内施設の利用者の増加を図ることにより、みどりや生きものを守る意識の向上を目指し、普及啓発活動や情報発信を行う。

また、コミュニティ形成や健康増進等にも寄与するボランティア活動等についても情報発信するとともに、体制づくりについて検討する。

●取組み内容

- ・市民有志「いきもの調査隊」による生物調査の実施と SNS 等を活用した生物調査の導入の検討
- ・市内の公園や博物館施設等での観察会や市民参加型の体験イベント、ワークショップ等の実施
- ・自然環境講演会の開催
- ・本市自然・人文博物館での企画展示等の開催
- ・関係部署が連携し、市内の公園や博物館施設等による情報発信の実施
- ・市職員の知識を向上させるための研修等の実施
- ・市民による花いっぱい運動の実施
- ・里山的環境保全に取り組んでいる土地におけるボランティア養成、民間企業等の多様な主体による保全、活用の取組みの継続、支援
- ・人材活用や人づくり手法の検討
- ・市民による生物調査参加の取組みの検討
- ・自然環境活動団体の活動に対する情報発信や広報等の支援の継続

○担当部署：建設部、教育委員会、神奈川県

5 用語解説

【アルファベット、数字】

CSR 活動 (Corporate Social Responsibility)

：企業の社会的責任。利益追求だけでなく、企業活動の様々な社会的な面においても、責任を果たすべきだとする経営理念。例えば、環境の改善や保全などの活動の実施が考えられ、みどりの保全や緑化推進などの活動が行われている。

NbS (Nature-based Solutions)

：自然を基盤とした解決策のことを指し、社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福及び生物多様性の恩恵を同時にもたらす自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のための行動。

OECM (Other Effective area-based Conservation Measures)

：その他の効果的な地域をベースとする手段。生物多様性条約締約国会議 (COP10) で、愛知目標 11 にて提言され、自然保護地域ではない地域において、長期の生物多様性の保全に効果的な方法で管理されている土地を指す。日本では OECM の取組を推進するため、民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」という名称で認証する取組を進めている。

Park-PFI (Park-Private Finance Initiative)

：公募設置管理制度。都市公園において飲食店等の公園施設の設置又は管理を行う民間事業者を公募で選定する手続きで事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備への還元を条件に、事業者には都市公園法の特別措置がインセンティブとして適用される。

Well-being

：定義は様々あるが、本計画においては一人ひとりの幸福感や生活の充実度などが「よい状態」にあることを表す。

30by30

：「昆明・モントリオール生物多様性枠組」にてターゲットとされた 2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようという目標。

【あ行】

オープンスペース

：公有、私有を問わず公開性（立ち入れる）が確保された広がりのある屋外空間。

【か行】

カーボンニュートラル

：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味する。平成 27 年（2015 年）に採択されたパリ協定において、2050 年までに実現することを目標とした。

外来生物法

：特定外来生物からの被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命、身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とした法律。平成 17 年（2005 年）制定。

外来生物

：人間の活動によって海外や国内の他の地域から、意図する、意図しないに関わらず、持ち込まれた生きもののこと。

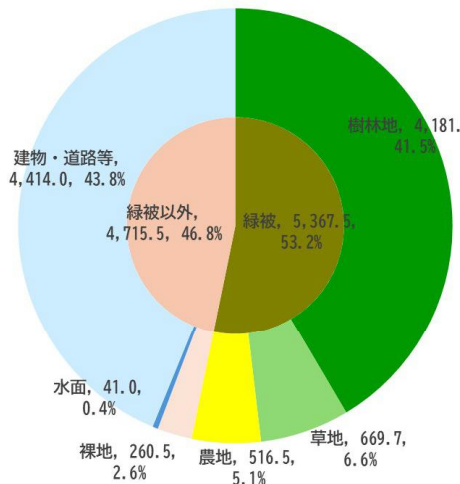
かく乱

：生態系を破壊して、その維持に影響を与えることを指す。一方で、かく乱は生態系の更新も兼ねている面もある。人為的に発生したかく乱を「人為的かく乱」、台風などによるかく乱を「自然かく乱」という。

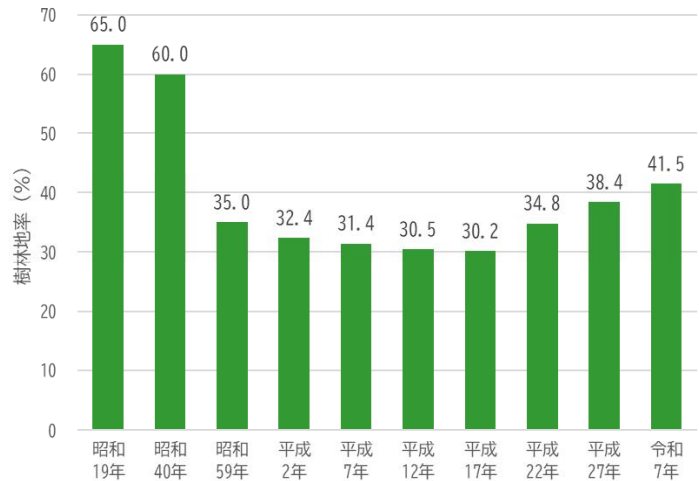
緑被に関する数値や図は令和 7 年度調査の暫定結果です。
確定次第、数値・図等を更新します。

2) みどりの現状と経年変化

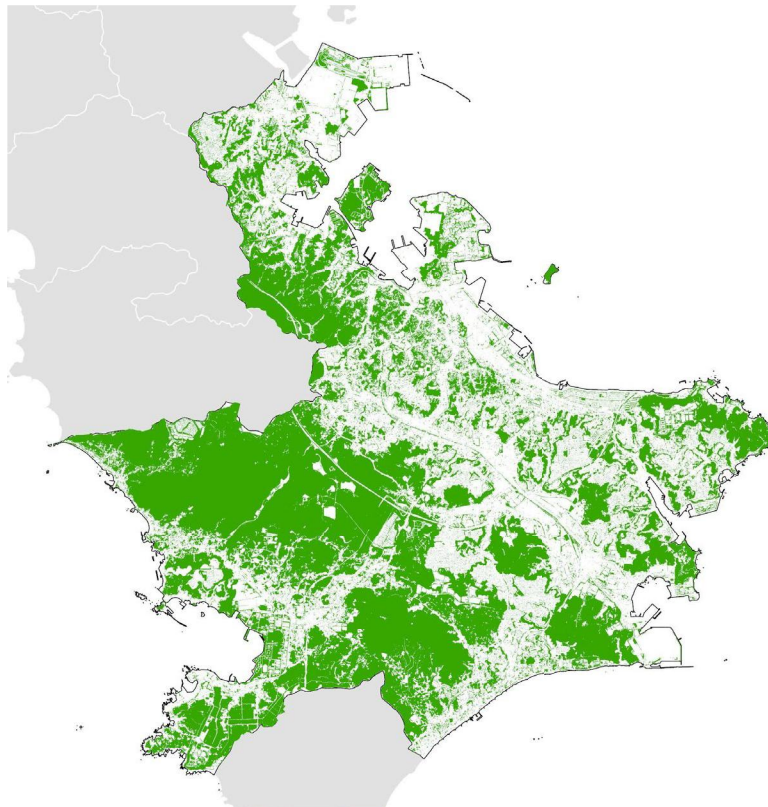
本市の樹林地、草地、田畑等の緑被率は、53.2%です（令和 7 年調査時点）。緑被の内訳としては、その約 7 割が樹林地であり、次いで草地、農地が占めます。市内の樹林地は昭和 40 年（1965 年）から昭和 59 年（1984 年）にかけて、戦後の高度経済成長期における住宅開発等により大きく減少しましたが、平成 22 年（2010 年）以降は増加傾向にあります。近年の樹林地率の増加は解析精度の向上が主因ですが、平成 9 年（1997 年）に「緑の基本計画」を策定し、みどりの保全を図るとともに自然環境に配慮した宅地開発を進めたことも寄与していると考えられます。



横須賀市全域における
緑被等の構成比(令和7年●月)

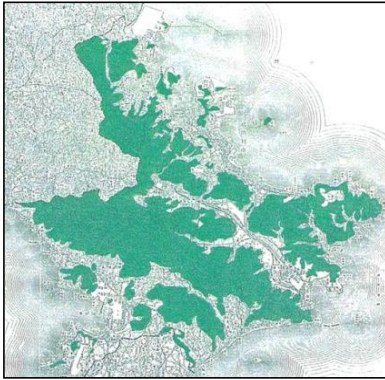


樹林地率の経年変化

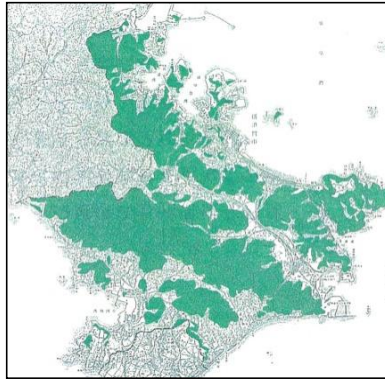


令和 7 年の緑被率

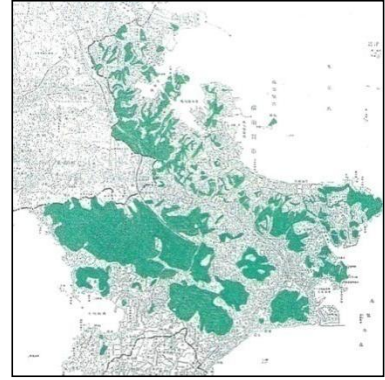
緑被に関する数値や図は令和7年度調査の暫定結果です。
確定次第、数値・図等を更新します。



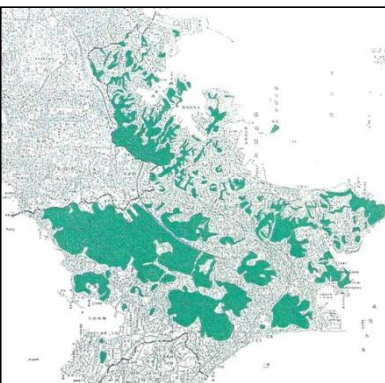
昭和19年 (樹林地率: 65.0%)
(緑被率: データなし)



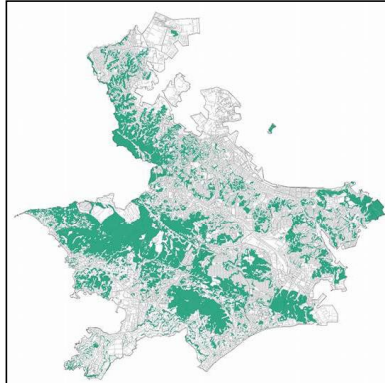
昭和40年 (樹林地率: 60.0%)
(緑被率: データなし)



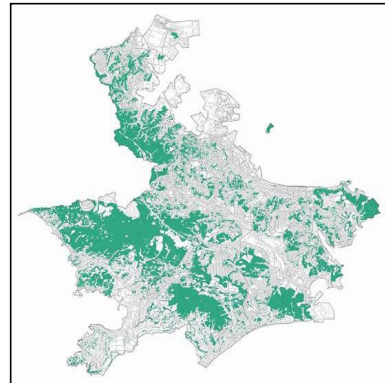
昭和59年 (樹林地率: 35.0%)
(緑被率: 50.3%)



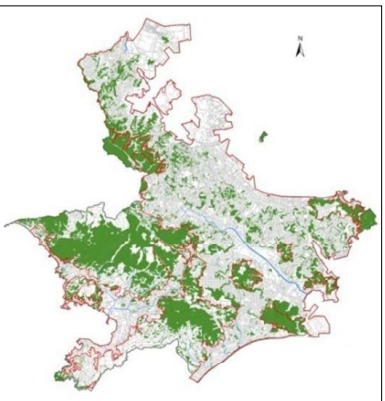
平成2年 (樹林地率: 32.4%)
(緑被率: 48.9%)



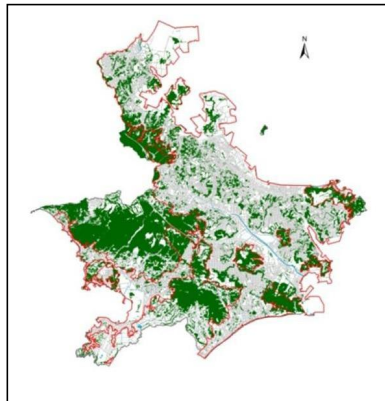
平成7年 (樹林地率: 31.4%)
(緑被率: 41.6%)



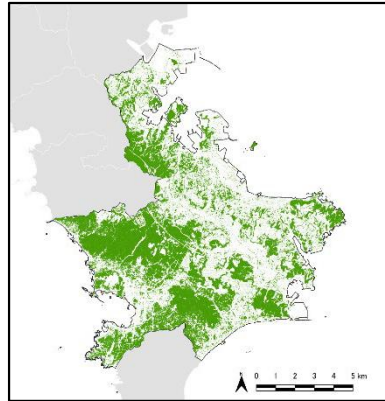
平成12年 (樹林地率: 30.5%)
(緑被率: 44.8%)



平成17年 (樹林地率: 30.2%)
(緑被率: 40.8%)



平成22年 (樹林地率: 34.8%)
(緑被率: 53.8%)



平成27年 (樹林地率: 38.4%)
(緑被率: 54.5%)

※平成22年以降の調査は精度を高めた(500㎡以上→1㎡以上)ことにより、その対象が広がり(街路樹や家庭の庭木も対象)、結果として数値が高まっています。

3. 目標

みんなの力でみどりの量を維持・向上させるとともに、 生物多様性の向上などにより、みどりの質を高めます

みどりの将来像の実現に向け、本市がめざしていくべきみどりの目標を上記のとおりとします。多面的な機能を有し、生きものの生息や生育、繁殖の基盤ともなるみどりの量を維持及び向上させるとともに、生物多様性の向上等により、みどりの持つ機能をより効果的に発揮できるように質を高めます。その結果、みどりや生物多様性の価値が高まり、本市の都市イメージを向上させ、市外からの観光や集客、定住人口の増加など、都市の価値と魅力を高めることにも寄与すると考えます。

(1) 量の個別目標

◇目にみえるみどりの維持・向上を目指します（緑被率；約53.2%の維持・向上）

「樹木や草地など植物で被われた土地（樹林地、草地、田畑など）の面積」を「緑被」として本市におけるみどりの全体量を表す指標「緑被率」とします。本市のみどりは、市民生活に必要な都市施設の整備や、斜面緑地の防災工事の施工などにより減少する可能性があります。

そのため、当面は、様々な主体と協力しながら、みどりを守り、つくすることで、みどりの減少量を抑え、維持、向上していくことが求められます。また、みどりの維持、向上によって、カーボンニュートラルの実現にも貢献します。

◇みどり豊かなまちを目指します（近郊緑地保全区域；2地区、約1,012ha及び風致地区；5地区、約1,355.7haの維持）

近郊緑地保全区域などの一定の制限が掛かる地域制緑地を適切に保全し、維持することにより、本市の地形的特徴であり骨格となる丘陵のみどりを守るとともに活用し、みどり豊かなまちを目指します。

◇都市公園（約696.1ha）を維持するとともに、適切な配置を目指します

豊かな市民生活に欠かせない都市公園については、既存の公園を適切に維持していくことを目標とします。さらに、後述する都市公園の質を高めることにより、市民の暮らしに潤いと安らぎの空間や運動、余暇活動の場などを提供し、市民のいきいきとした生活や、交流人口や定住人口の増加へ貢献します。

◇自然共生サイトの目標面積を193.9haとし、生物多様性の保全エリアを増やします

本市の都市緑地は、みどりの基本計画を指針とし、みどりを保全してきた結果、生物多様性が保全され、自然共生サイトとして認定されました。生物多様性を保全し、生物多様性国家戦略の目標である30by30の達成に寄与するために、本市の良好で希少なみどりの保全を進めます。その目標として、市内の自然共生サイトの面積を193.9ha（7ヶ所）まで向上させ、生物多様性が豊かな環境の保全を図ります。

資料編

1 横須賀市のみどりに関する資料

(1) みどりの分布状況

横須賀市全域		
項目	面積 (ha)	構成比(%)
樹林地	4,181.3	41.5
草地	669.7	6.6
農地	516.5	5.1
緑被	5,367.5	53.2
裸地	260.5	2.6
水面	41.0	0.4
道路・建物等	4,414.0	43.8
全体	10,083.0	100.0

